

福祉・介護職員等処遇改善加算 (令和8年度分)

解説資料

「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」
の概要解説付き

公益財団法人 介護労働安定センター

- 福祉・介護職員の処遇改善については、これまで処遇改善関係の加算の創設・拡充により推進が図られてきており、令和6年度には処遇改善関係の加算を統合・拡充がされて「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。
- これによって福祉・介護職員等の処遇改善が進んできておりますが、更なる改善を図ることが急務となっていることから、令和8年度において、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たず障害福祉サービス等報酬期中改定が実施され、「福祉・介護職員等処遇改善加算」の拡充が図られました（令和8年6月から実施）。
- 拡充の内容に関しては、厚生労働省から出された次の通知及びQ&Aで示されていますが、本資料の1でそのポイントを解説します。
 - ・ [令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」](#)
 - ・ [令和8年4月9日付け事務連絡「「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」の送付について」](#)
 - ・ 処遇改善加算関係の情報や様式は厚労省のホームページ「[福祉・介護職員の処遇改善](#)」に掲載されます。
- 賃金改善の基本的な考え方や本加算の要件については、本資料の2、3において解説していますので、本加算を未取得の場合はこちらから先にご覧いただくとわかりやすいかと思います。
 - ・ 本加算の申請関係の手続きについては資料の4において解説します。
 - ・ 本加算の拡充に先だって、令和7年12月～令和8年5月を対象とした処遇改善のための補助金（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）が設けられていますので、本資料の5において解説します。

1 処遇改善加算の拡充の概要

○ 福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」又は「本加算」と略します）の令和8年度における拡充のポイントは次のとおりです。

① 加算率引き上げ

従来の要件を満たすだけでも加算率が引き上げられます。

②-1 加算率上乘せ

令和7年度現在で処遇改善加算の対象となっている福祉・介護サービス（以下「R7対象サービス」といいます）においては、加算Ⅰ（＝拡充後の加算Ⅰイ）・加算Ⅱ（＝拡充後の加算Ⅱイ）の従来の要件をクリアした上でさらに「令和8年度特例要件」（18ページ参照）を満たすと、加算率が上乘せされた加算Ⅰロ・加算Ⅱロを取得できます。

②-2 誓約による要件クリア

R7対象サービスにおいては、「令和8年度特例要件」を満たすと、一部の要件（7ページ参照）について、令和8年度中に対応する旨の誓約をすればその要件を満たしたものとみなされ、その要件に該当する上位区分を取得できます。

③ 処遇改善加算の新設（加算対象外であった介護サービスも加算対象に）

令和7年度現在で処遇改善加算の対象外だった「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域相談支援（移行）」「地域相談支援（定着）」（以下「新規対象サービス」といいます）も加算の対象となります。

(参考)

○ 厚生労働省は、これらの拡充のポイントを次の4ページの資料で示していますが、要件がコンパクトに詰めて説明されていますので、参考までに補足的な解説をいたします。

- ・ 処遇改善加算を取得するためには、加算額増分相当の賃金の改善をするという基本的な要件をクリアすることが大前提となります。

(R7対象サービス(現行の処遇改善加算の対象サービス)の場合)

- ・ 図中の左上向き水色と薄いオレンジ色の矢印は、直近上位区分へ向けて描かれていますが、このように一つずつ段階を追って上位区分を取得することも、2段階以上上位の区分へジャンプして取得することも今までどおり可能です。加算Ⅳ⇒加算Ⅲの矢印は省略されています。また加算ⅢとⅣが水色の線で囲まれていることは、できれば未取得の場合は加算Ⅲまで、加算Ⅳの場合は加算Ⅱイ・ロまで算定することが望ましいということを表しています。
- ・ 「① 加算率引上げ」は、図の中の①のピンクの上向き矢印で示されています。
- ・ 「②-1 加算率上乘せ」は、図の中の②のオレンジ色の上向き矢印で示されています。
- ・ 「②-2 誓約による要件クリア」は、図の中の「令和8年度特例要件を満たし加算Ⅱロへ」という説明が付された薄いオレンジ色の左上向きの矢印で示されています。
R7対象サービス（令和7年度現在で処遇改善加算の対象となっている介護サービス）の事業者等が「令和8年度特例要件」を満たすと、一部の要件（キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件）について、令和8年度中に要件に対応することを誓約すればその要件を満たしたとみなされて、その要件に対応した上位区分を加算できる特例を示しています。
「令和8年度特例要件を満たし加算Ⅱロへ」とありますが、キャリアパス要件Ⅴはこの特例の対象になっていないので、特例を使って取得することができるのは加算Ⅱロまでという意味です。

(新規対象サービスの場合(新たに処遇改善加算の対象となるサービス)の場合)

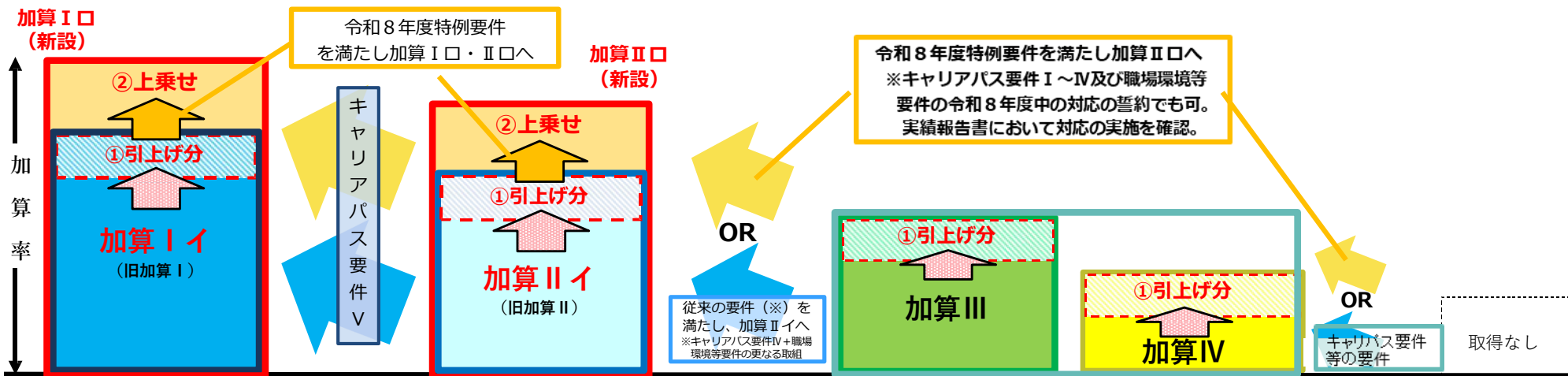
- ・ 「③ 処遇改善加算を新設」は、図の下の部分の③で示されています。新規対象サービス（令和7年度現在で処遇改善加算の対象とっていなかった障害福祉サービス等）の事業所等は、加算Ⅳ相当の要件を満たすか「令和8年度特例要件」を満たすことで加算の取得ができることが示されています。

処遇改善加算の拡充

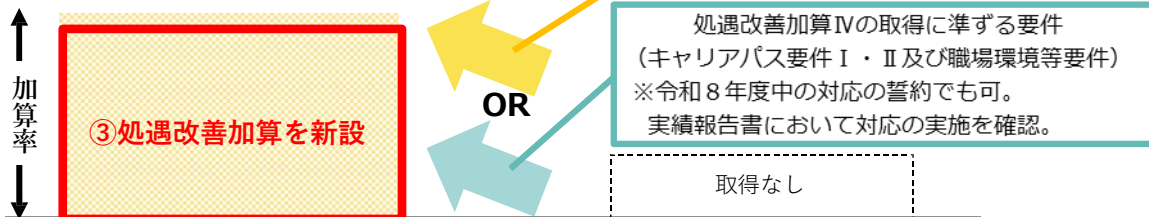
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3％）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0％）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円（6.3％）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じる。（併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害・福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する。
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上（⑮⑰必須）
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。
ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月額賃金で配分
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。
実績報告書において対応の実施を確認。

2 賃金改善の基本的な考え方

- 処遇改善加算を活用して福祉・介護職員等の賃金改善を行う場合の基本的考え方は、基本通知（[令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号](#)）の2（2）に示されていますが、そのポイントは以下のとおりです。

ア 加算額増加分に相当する新規の賃金改善

処遇改善加算の算定を行う障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等を含み、退職手当を含まない）に関して、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、[令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額に相当する改善を新規に実施](#)しなければなりません（賃金改善の基本要件）。

イ ベースアップによる賃金改善

その新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう）により行うことを基本とし、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいとされます。

ウ 賃金改善額の職種間の柔軟な配分

処遇改善加算を用いて行う賃金改善額の職種間の配分については、福祉・介護職員、特に経験・技能のある福祉・介護職員（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士であって、経験・技能を有する福祉・介護職員と認められる者）の処遇改善が重要であることに留意しつつ、障害福祉サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分が認められます。ただし、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないものとされます。

3 処遇改善加算の要件

拡充後の処遇改善加算は、5ページの考え方に基づいて賃金改善を行った上で、7ページの表の要件（ポイントは次のとおり／2・3ページにおいて概要を説明）を満たすと取得することができます。

ア R7対象サービスにおける要件

- R7対象サービス（令和7年度現在で処遇改善加算の対象となっているサービス。20ページの表の福祉・介護サービス事業等）については、加算区分が加算Ⅰ～加算Ⅳの4種類あります。
- 令和8年6月からは、加算Ⅰについては加算Ⅰイ、また加算Ⅱについては加算Ⅱイとなりますが、それぞれ従来の要件に加えて「令和8年度特例要件」を満たすと、**加算率が上乗せされた加算Ⅰロ、または加算Ⅱロ**を取得することができます。
- 加算Ⅰイ、加算Ⅱイ、加算Ⅲ、加算Ⅳは、要件の変更はありません。

イ R7対象サービスにおける誓約による要件クリア

- R7対象においては、「**令和8年度特例要件**」を満たすと、一部の要件（キャリアアップ要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件）について、**令和8年度中に対応する旨の誓約をすればその要件を満たしたものとみなされ**、その要件に該当する上位区分を取得できます。

ウ 新規対象サービス

- 令和7年度現在で処遇改善加算の対象外だった「**計画相談支援**」「**障害児相談支援**」「**地域相談支援（移行）**」「**地域相談支援（定着）**」も、令和8年6月より新規に処遇改善加算を取得できるようになりました。

処遇改善加算の区分ごとの要件（賃金改善以外の要件）一覧

要件		R 7 対象サービス						新規対象サービス (左右いずれか)
		加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ・ 加算Ⅱイ	加算Ⅰ・ 加算Ⅰイ	加算Ⅱロ	加算Ⅰロ	
月額賃金改善要件	月給による賃金改善	●	●	●	●	●	●	
キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等	■	■	■	■	■	■	■
キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等	■	■	■	■	■	■	■
キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等		■	■	■	■	■	
キャリアパス要件Ⅳ	改善後の月額賃金要件			■	■	■	■	
キャリアパス要件Ⅴ	配置等要件				●		●	
職場環境等要件(1)	区分ごとに1つ以上及び全体で8以上、かつ生産性向上のうち2以上の取組	■	■					■※
職場環境等要件(2)	区分ごとに2つ以上、かつ生産性向上は3つ以上（⑩は必須）の取組、かつホームページ等での公開			■	■	■	■	
令和8年度特例要件	生産性向上5つ以上（⑩⑪必須）又は社会福祉連携推進法人、及び加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月額賃金で配分					■	■	■※

注：●■は満たすべき要件。ただし■の要件は、令和8年度中に対応する旨の誓約をすることによってその要件を満たしたものとみなされる。「月額賃金改善要件」は加算額相当の賃金改善を行うという基本要件のほかに、賃金改善のうち一定額以上は月額賃金で行うという基準である。

※：職場環境等要件については、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する小規模事業者は⑭の取組の実施で可。令和8年度特例要件については、加算額の1/2以上を月額賃金で配分する要件は課されない。

(1) 月額賃金改善要件（月給による賃金改善）

- 「月額賃金改善要件」においては、**加算Ⅳの加算額の2分の1以上を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」といいます）の改善に充てる**ことが求められます。事業所等が加算Ⅳ以外の区分を算定する場合にあっては、仮に加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てることが求められます。
- 「月額賃金改善要件」は加算額相当の賃金改善を行うという賃金改善の基本要件のほかに、賃金改善のうち一定額以上は月額賃金で行うという趣旨の要件です。

【詳細要件】 令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)①

なお、処遇改善加算を未算定の障害福祉サービス事業所等が新規に処遇改善加算を算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている障害福祉サービス等事業所においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。

(2) キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

- 「キャリアパス要件Ⅰ」においては、**任用要件・賃金体系の整備等**に関する次の一から三までを全て満たすことが求められます。
 - 一 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
 - 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

【詳細要件】 令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)②

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、令和8年度特例要件を満たす障害福祉サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一及び二の定めを整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅰを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該定めを整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

(3) キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- 「キャリアパス要件Ⅱ」においては、**研修の実施等**に関する次の一及び二を満たすことが求められます。
 - 一 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
 - b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
 - 二 一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

【詳細要件】 令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)③

ただし、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、令和8年度特例要件を満たす障害福祉サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅱを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

(4) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

- 「キャリアパス要件Ⅲ」においては、昇給の仕組みの整備等に関する次の一及び二を満たすことが求められます。
 - 一 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
 - 二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

【詳細要件】 令和 8 年 3 月31日付け障障発0331第 1 号・こ支障第78号記の 3 (1)④

ただし、常時雇用する者の数が10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和 8 年度においては、処遇改善加算の申請時点において、令和 8 年度特例要件を満たす障害福祉サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和 9 年 3 月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅲを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和 9 年 3 月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

(5) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

- 「キャリアパス要件Ⅳ」においては、賃金改善後の年額賃金に関して、経験・技能のある福祉・介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が**年額460万円以上**であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額460万円以上である者を除く。）が求められます。

【詳細要件】 令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)⑤

なお、キャリアパス要件Ⅳについては、職場環境等要件において、全体から14以上の取組を実施している場合は、要件を満たしているものとする。

また、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記の賃金改善又は職場環境等要件について全体から14以上の取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅳを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該賃金改善を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

(6) キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）

- 「キャリアパス要件Ⅴ」においては、福祉専門職員配置加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っていることが求められます。

【詳細要件】 令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)⑥

重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件に関する加算がないため、配置等要件は不要とする。

(7) 職場環境等要件

- 「職場環境等要件」においては、17ページに掲げる取り組みを実施することが求められます。

【詳細要件】令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)⑦

その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施するとともに全体で8以上の取組を実施すること。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑮は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑮の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

さらに、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度以外においても、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

ただし、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、令和8年度特例要件を満たす障害福祉サービス事業所等に限って、処遇改善計画書において令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

また、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合の全体で8以上の取組を実施することについては、令和8年度特例要件を満たす障害福祉サービス等事業所に限らず、全ての障害福祉サービス等事業所について、処遇改善計画書において令和9年3月末までに取組を誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。これらの誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

- 「職場環境等要件」をクリアするためには、計画的な取組が必要となってきます。
また具体的に何をどこまで取り組めばクリアできるのかは最終的には自治体の判断によりますが、次の資料が参考になります。

- ・ [「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方」](#)

職場環境等要件

- (1)加算Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + （全体から8以上）
 (2)加算Ⅰ（Ⅰ・ロ）・Ⅱ（Ⅰ・ロ） : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち⑩は必須）

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する受講支援や、より専門性の高い支援技術を算定しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を算定しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な算定目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回算定、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の算定促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※小規模事業者（1法人あたり1施設又は事業所のみを運営するような法人等）は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上のための業務改善の取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(8) 令和8年度特例要件

- 「令和8年度特例要件」においては、生産性向上や協働化に係る取組として以下の
(ア) 又は (イ) のいずれかとともに、(ウ) の取組を行うことが求められます。
 - (ア) 「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち5以上の取組（うち⑮及び⑰は必須）を実施すること。
 - (イ) 障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。
 - (ウ) 処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

【詳細要件】令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号記の3(1)⑧

ただし、(ア) (ウ) に関しては、令和8年度においては、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。また、これらの誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

なお、(ウ) に関しては、処遇改善加算を未算定の障害福祉サービス等事業所が新規に処遇改善加算を算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金総額の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差支えない。

また、既に本要件を満たしている障害福祉サービス等事業所においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップにより行うことを基本とすることとする。

(9) 加算率

- 処遇改善加算の単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分及びサービス類型別に定められた加算率（令和8年4・5月は20ページの表、令和8年6月以降は21ページの表）を乗じた値となります。

令和8年4月・5月の福祉・介護職員等処遇改善の加算率

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	共同生活援助(介護サービス包括型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	医療型児童発達支援※	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
施設入所支援	15.8%		13.8%	11.5%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
宿泊型自立訓練	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	12.5%		9.9%	8.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	12.5%		9.9%	8.1%
就労移行支援(養成施設)	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%					

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援をいう。

令和8年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ	Ⅲ	Ⅳ
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練(機能訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練(生活訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
宿泊型自立訓練	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援(養成施設)	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ	Ⅲ	Ⅳ
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(外部サービス利用型)	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援※	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%
障害者支援施設が行う生活介護	11.3%	11.7%			9.6%	7.9%
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	15.1%	15.8%			12.5%	10.7%
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	15.1%	15.8%			12.5%	10.7%
障害者支援施設が行う就労移行支援	11.9%	12.3%			10.1%	8.3%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	11.7%	12.1%			9.9%	8.1%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	11.6%	12.0%			9.8%	8.1%

サービス区分	
計画相談支援	5.1%
地域相談支援(地域移行支援)	5.1%
地域相談支援(地域定着支援)	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援をいう。

4 処遇改善加算の届け出

○ 処遇改善加算の算定に当たっては次の届け出が必要です。

ア 「体制届（加算届）」の提出

処遇改善加算の算定に当たっては、「体制届（加算届）」を、算定を開始する月の前月15日までに、自治体に提出します。

なお、令和8年4月から新規に処遇改善加算を算定する場合または加算区分を変更する場合は、令和8年4月1日までとなりますが、自治体によっては4月15日まで認められる場合もあります。

また、加算新規事業所のみが所属する障害福祉サービス等事業所サービス事業者等が令和8年6月から算定する場合、5月15日までとなりますが、自治体によっては6月15日まで認められる場合もあります。

イ 「処遇改善計画書」の提出

処遇改善加算の算定に当たっては、「福祉・介護職員等処遇改善計画書」を、厚労省等通知（令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号）の別紙様式2-1から別紙様式2-3により作成し、当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに自治体に提出します。自治体によっては提出期日が延長される場合もあります。

ただし令和8年4・5月分については、6月分以降とあわせて4月15日までとなります。

また、加算新規事業所のみが所属する障害福祉サービス事業者等が令和8年6月から取得する場合、6月15日までとなります。

ウ 実績報告書等の作成・提出

処遇改善加算を算定した障害福祉サービス事業者等は、「実績報告」を厚労省等通知（[令和8年3月31日付け障障発0331第1号・こ支障第78号](#)）の別紙様式3－1及び別紙様式3－2により作成し、各事業年度の最終の加算の支払いがあった月の翌々月（通常は年度末3月分の支払いは5月なので令和9年7月）の末日までに、自治体に提出します。

5 「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」

- 処遇改善加算の拡充は令和8年6月から実施されますが、これに先立つ令和7年12月からこの拡充を一部先取りする形で、処遇改善と職場環境改善のための補助金制度（「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」）が創設されています。その補助金の対象期間は令和7年12月～令和8年5月の6か月です。
- その内容については、次の通知及びQ&Aによって示されています。
 - ・ [令和7年12月26日付け障発1226第7号「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」](#) [令和7年12月26日付けこ支障第447号「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について」](#)
 - ・ [「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業に関するQ&A（第2版）」](#)
- 本補助金関係の情報や様式は厚労省のホームページ [「福祉・介護職員の処遇改善」](#) に掲載されます。
- また制度内容を解説したリーフレットや動画も公開されています。
 - ・ [周知リーフレット](#)
 - ・ 動画「[令和7年度障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の計画書の記入方法について](#)」
- 次の25ページの資料は厚生労働省が示している制度概要です。

① 施策の目的

- 〇障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

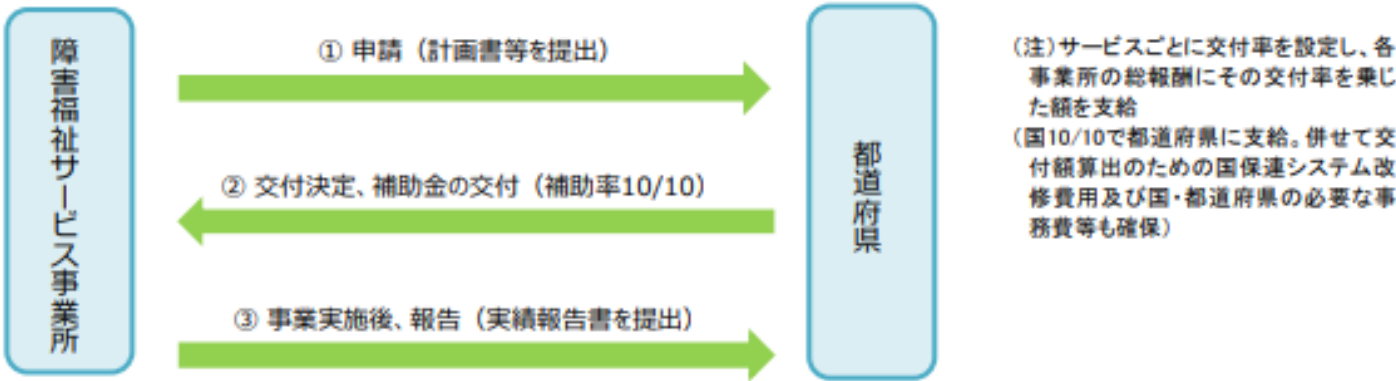
③ 施策の概要

- 〇障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額
障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 障害福祉分野の職員の賃上げを実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

(1) 事業の概要

- 本事業は、(2)に該当する障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所等）が、介護従事者の処遇改善を行った場合に、都道府県から補助金が交付されるものです。（1万円相当）

(2) 補助金の対象事業所

- 補助金の対象となる障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所等）は次の2つに区分されます。

ア 処遇改善加算のR7対象サービスのうち表1のサービス

29ページの表1のサービス

厚労省等通知（令和7年12月26日付け障発1226第7号の別紙1表1）

（同日付けこ支障第447号の別紙1表1）

イ 処遇改善加算の新規対象サービスのうち表2のサービス

「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援）」「地域相談支援（地域定着支援）」

29ページの表2のサービス

厚労省等通知（令和7年12月26日付け障発1226第7号の別紙1表2）

（同日付けこ支障第447号の別紙1表2）

(3) 補助金の交付要件

- 補助金の交付要件は(2)の対象事業所の3区分ごとに定められており、そのポイントは次のとおりです。

ア 処遇改善加算のR7対象サービスのうち表1のサービス

(①必須、②又は③の該当する要件を満たすこと)

- ① 基準月(令和7年12月)に**処遇改善加算**を算定していること
 - ・申請時に算定又は算定の誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。
- ② 処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合
職場環境等要件の全体から8以上の取組を実施していること
 - ・申請時に8以上の取組の令和8年度中に実施することの誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。
- ③ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合
経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は賃金改善後の賃金の見込み額が年額460万円以上であること
 - ・申請時に当該賃金改善を令和8年度中に実施することの誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。

イ 処遇改善加算の新規対象サービスのうち表2のサービス

(①、②、③の全てを満たすこと)

- ① 任用要件・賃金体系の整備 (次の(ア)～(ウ)の全てを満たすこと)
 - (ア) 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること
 - (イ) 職位、職責、職務内容に応じた賃金体系について定めていること
 - (ウ) (ア)、(イ)について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること
 - ・常時雇用する者の数が10人未満の事業所等、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則のかわりに内規等を整備・周知することでも差支えない。
 - ・申請時に(ア)、(イ)の規程の整備を令和8年度中に実施することの誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。

② 研修の実施等 （次の（ア）、（イ）の全てを満たすこと）

（ア）資質向上の目標及びa）及びb）に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は機会を確保していること

a）研修機会の提供又は技術指導等（OJT,OFF-JT等）を実施するとともに、能力評価を行うこと

b）資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、交通費・受講料等の援助等）を実施していること

・申請時に計画を策定し、令和8年度中に実施することの誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。

③ 職場環境等要件

生産性向上以外の区分ごとに1以上、生産性向上から2以上職場環境改善の取組を実施すること

・1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する小規模事業者は、生産性向上は④のみでよい。

・申請時に、令和8年度中に実施することの誓約でもよい。実績報告書での報告が必要となる。

（4）補助額の算定

- 補助額は、以下の式によって障害福祉サービス等利用者ごとに算定し、障害福祉サービス事業所等ごとにその額を合計して補助総額を算定します。

障害福祉サービス等利用者ごとの額

＝ 基準月（令和7年12月）の障害福祉サービス等総報酬 × 交付率

- 交付率は29ページの表1～表2のとおりです。
- これによって算定される補助金額は、令和7年12月～令和8年5月の6か月分に相当します。

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の交付率

サービス区分	交付率
表1 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障発1226第7号）	
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練(機能訓練)	23.0%
自立訓練(生活訓練)	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助(介護サービス包括型)	14.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	14.1%
共同生活援助(外部サービス利用型)	14.1%
表1 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（こ支障発第447号）	
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

※ 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

サービス区分	交付率
表2 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障発1226第7号）	
計画相談支援	47.0%
地域相談支援(地域移行支援)	47.0%
地域相談支援(地域定着支援)	47.0%
表2 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業(こ支障発第447号)	
障害児相談支援	47.0%

(5) 補助額の対象経費

ア 賃金改善

- 障害福祉サービス事業所等を運営する障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設は、29ページに掲げる交付率により算出された補助額に相当する障害福祉従事者の賃金（基本給、手当、賞与（退職手当を除く））の改善を新規に実施しなければならない。

※ 賃金改善においては次のことが求められています。

- ・ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。
- ・ 特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。
- ・ 本補助金の交付の決定前に決まっていた賃金改善の原資にすること、本補助金の交付の決定前に決まっていた賃金改善の代わりに本補助金により賃金改善を行うことも本事業の趣旨に反するので認められない。
- ・ 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいが、介護サービス事業所等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。
- ・ 賃金改善を行う方法等について、申請書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても障害福祉従事者に周知すること。
- ・ 障害福祉従事者から本補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。
- ・ 障害福祉サービス事業者等は、本補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

(6) 補助金交付を受けるための届出と支給

ア 計画書等の作成・提出

- ①補助金の支給要件に適合していること、②補助金の賃金改善経費への充当の方法に関し、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書」を[所定の様式](#)により作成し都道府県に提出します。

イ 実績報告書等の作成・提出

- ①補助金の総額、②①のうち賃金改善経費、③賃金改善の所要額に関して「実績報告書」を[所定の様式](#)により作成し都道府県に提出します。
- ③ $\geq$ ①であること（補助金総額以上の額を賃金改善に充てる）、③ $\geq$ ②であること（補助金総額のうちの賃金改善経費の額以上の額を賃金改善に充てる）が必要です。

ウ 補助金の支給

- 補助金は、都道府県において届出内容を審査の上で、国保連に介護給付費等の振込口座として登録している口座に振り込まれます。

エ 期限

- 各書類の提出受付開始時期・提出期限については、各都道府県によって定められます。
- 補助金の支給を令和8年3月末までに受ける場合、賃金改善や職場環境改善は令和7年12月から令和8年3月末までの間に行う必要があります。支給を令和8年4月以降に受ける場合、賃金改善や職場環境改善は令和7年12月から各自治体が定める実績報告書の提出の期限までの間に行う必要があります。

「福祉・介護職員等処遇改善加算」や「令和7年度障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業」（処遇改善緊急支援事業補助金）については、厚労省が次の専用相談窓口を設けております。

- 専用コールセンター

050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日・祝日含む）